

議案第17号

強風による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

強風による物損事故に係る損害賠償事件に関し、次のとおり損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

| 損害賠償及び和解の相手方                          | 損害賠償の額     | 和解の内容                                    | 損害賠償の原因   |
|---------------------------------------|------------|--|---|
| ●●●●●●<br>●●●●●●<br>●●●<br><br>●●●●●● | 1,595,000円 | 損害賠償の額を左記のとおりとし、今後双方とも一切の異議又は請求の申立てをしない。 | 令和5年4月23日午後5時頃、相手方事務所の敷地内に設置してある市所有のプレハブ型ゴミステーションが強風により吹き飛ばされ、相手方が所有する施設のフェンスを破損させたものである。 |

令和5年6月9日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

強風による物損事故の和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものである。